

第1章 計画の策定にあたって（案）

1 計画策定の趣旨

近年、グローバル化の進展により、国境を越えた地球規模での人の移動が活発化する中で、社会の活力を維持するためには、外国人を含めたすべての人が能力を最大限に発揮できるような社会づくりが不可欠であることから、国においては、「地域における多文化共生推進プラン」(平成18年3月)を令和2年9月に改訂し、地方公共団体に対し、多国籍化、在留資格「特定技能」の創設、多様性、包摂性のある社会実現の動きデジタル化の進展、気象災害の激甚化といった社会経済情勢の変化を踏まえ、「多文化共生の推進に係る指針・計画」の見直しを求めているところであります。

また、山梨県では、平成19年(2007年)に「やまなし多文化共生推進指針」を示し、令和2年(2020年)には「やまなし外国人活躍ビジョン」の策定により、多文化共生社会の形成のための提言を行ってきました。

本市においても、外国人市民を取り巻く状況が大きく変化する中で、外国人住民が地域社会の一員として、共生の地域づくりに積極的に参加のできる、外国人住民に住みよいまちづくりを目指し、平成28年(2016年)4月に策定した「甲府市多文化共生推進計画(2016～2020)」に基づき、さまざまな施策を実施してきたところでありますが、現計画である「甲府市多文化共生推進計画」の計画期間が令和2年度をもって終了することから、これらの社会状況や方針等を踏まえ、外国人の異文化を理解し、尊重し合う、ともに生きていくまちづくりの実現に向け、「甲府市多文化共生推進計画(2021)」を策定しました。

※1 多文化共生とは・・・

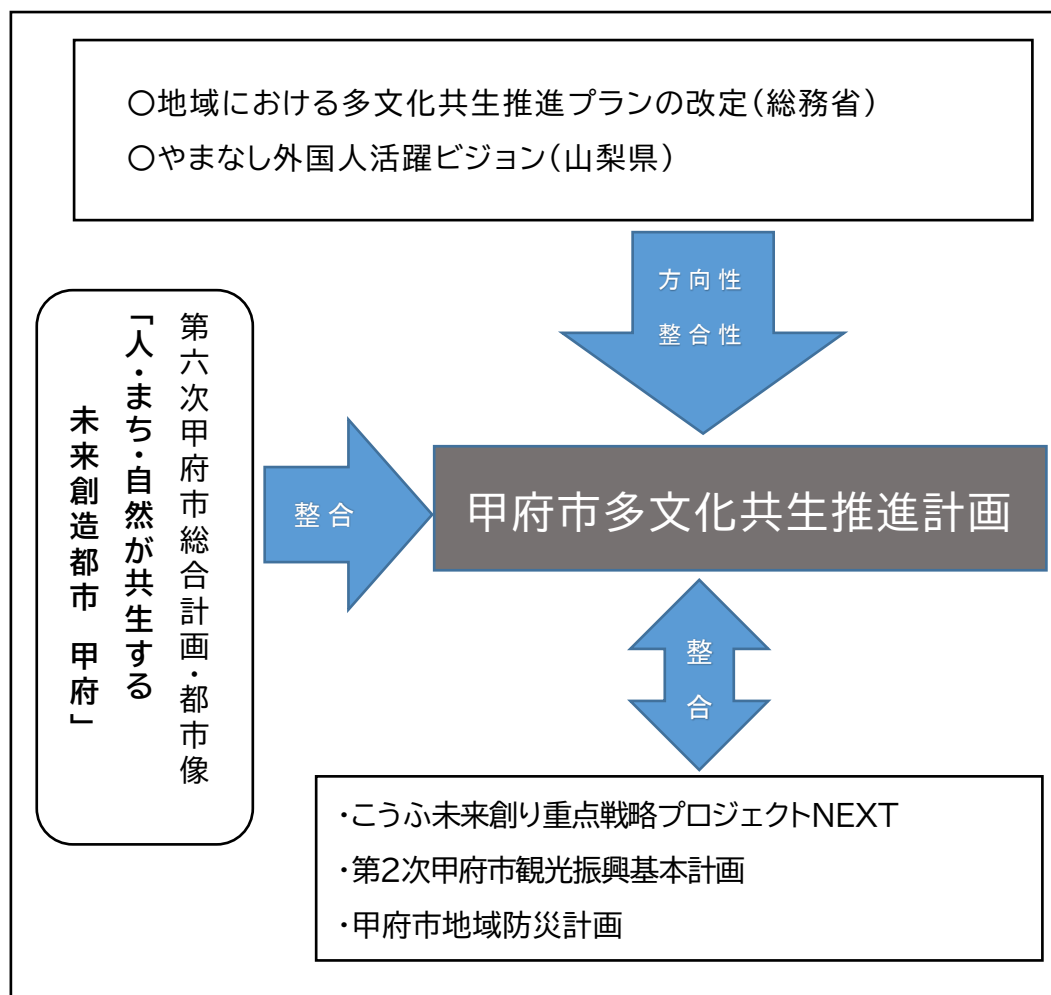
「国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的ちがいを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと。
(「多文化共生の推進に関する研究会報告書」平成18年3月総務省)

※2 外国人市民とは・・・

日本国籍を有しない市民のみならず、外国につながりのある市民も含む。

2 計画の位置づけ

本計画は、国で策定した「地域における多文化共生推進プラン」及び山梨県が策定する「やまなし外国人活躍ビジョン」を踏まえ、市政の基本方針である甲府市総合計画を上位計画として、他の関連計画とも整合を図るとともに、本市が目指す多文化共生社会の実現に向けて、「すべての人に住みよいまちづくり」の指針を示すものです。



3 計画の期間

「甲府市多文化共生推進計画 2021」の実施期間は、令和3年度を初年度とし、「第六次甲府市総合計画」(平成28年度～令和7年度)の最終年である令和7年度までの5年間とします。

なお、期間中であっても、社会情勢の大きな変動や市民意識の変化、法改正など様々な状況を考慮する中で、必要に応じて計画の見直しを行います。

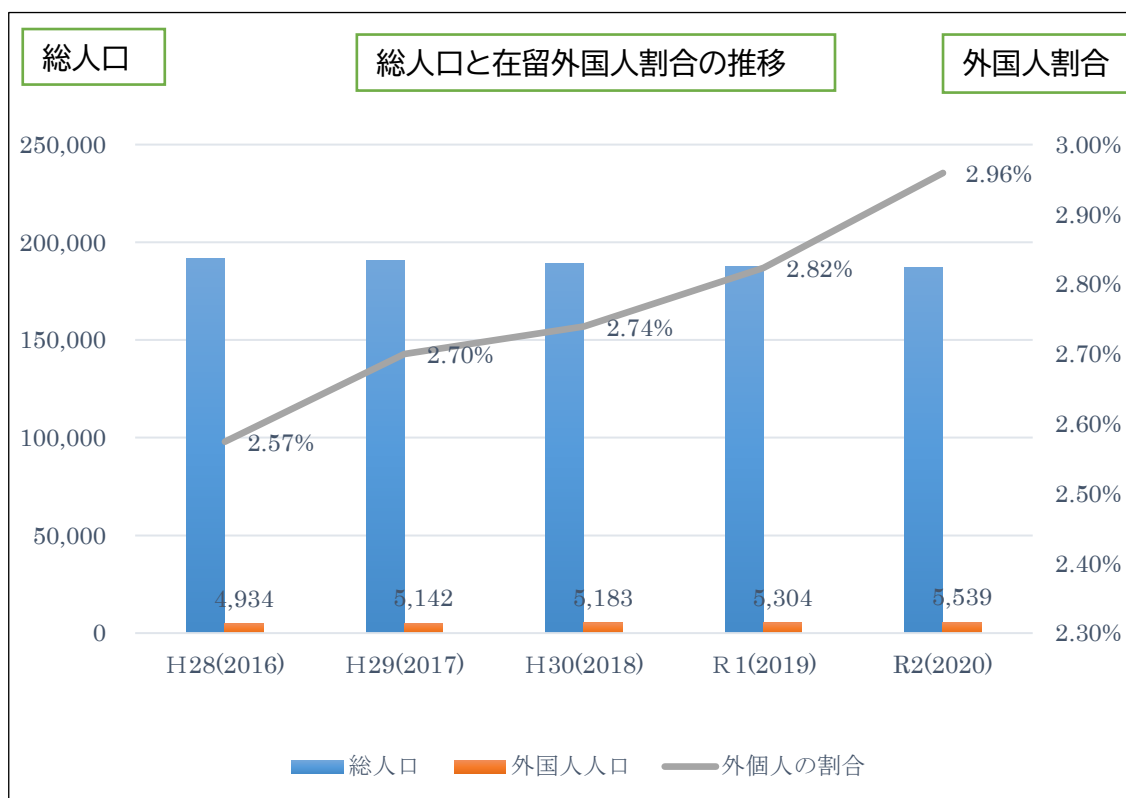
第2章 甲府市の現状（案）

1 在留外国人の割合

令和 2 年度 3 月末現在の総人口は 187,171 人で在留外国人は 5,539 人、在留外国人割合は、2.96%となっており、平成 28 年 3 月末の 4,934 人、在留外国人割合 2.57%と比較しますと、605 人増加しております。

	H 28 年	H 29 年	H 30 年	R 1 年	R 2 年
総人口	191,664	190,456	189,200	187,868	187,171
外国人人口	4,934	5,142	5,183	5,304	5,539
外個人割合	2.57%	2.70%	2.74%	2.82%	2.96%

甲府市：(各年 3 月 31 日現在)

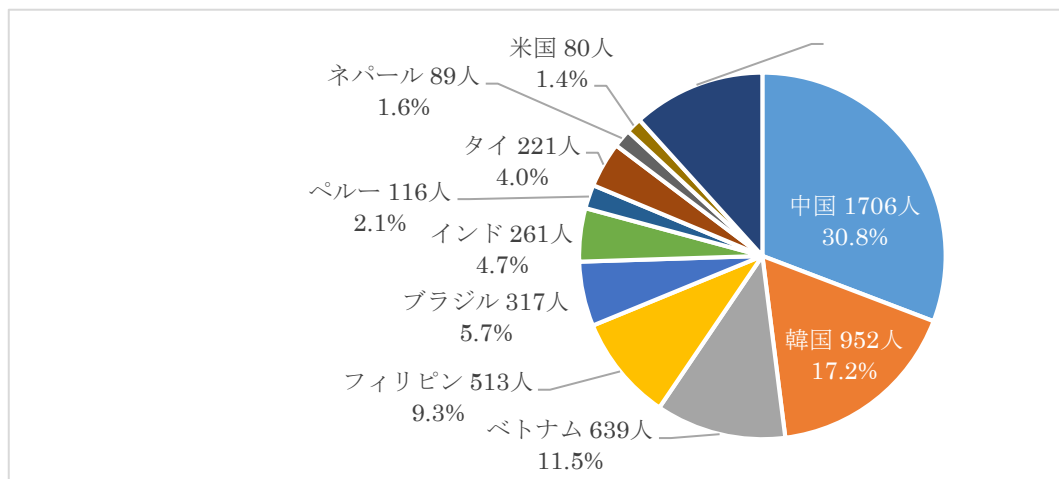


甲府市：(令和 2 年 3 月 31 日現在)

2 国籍別人口

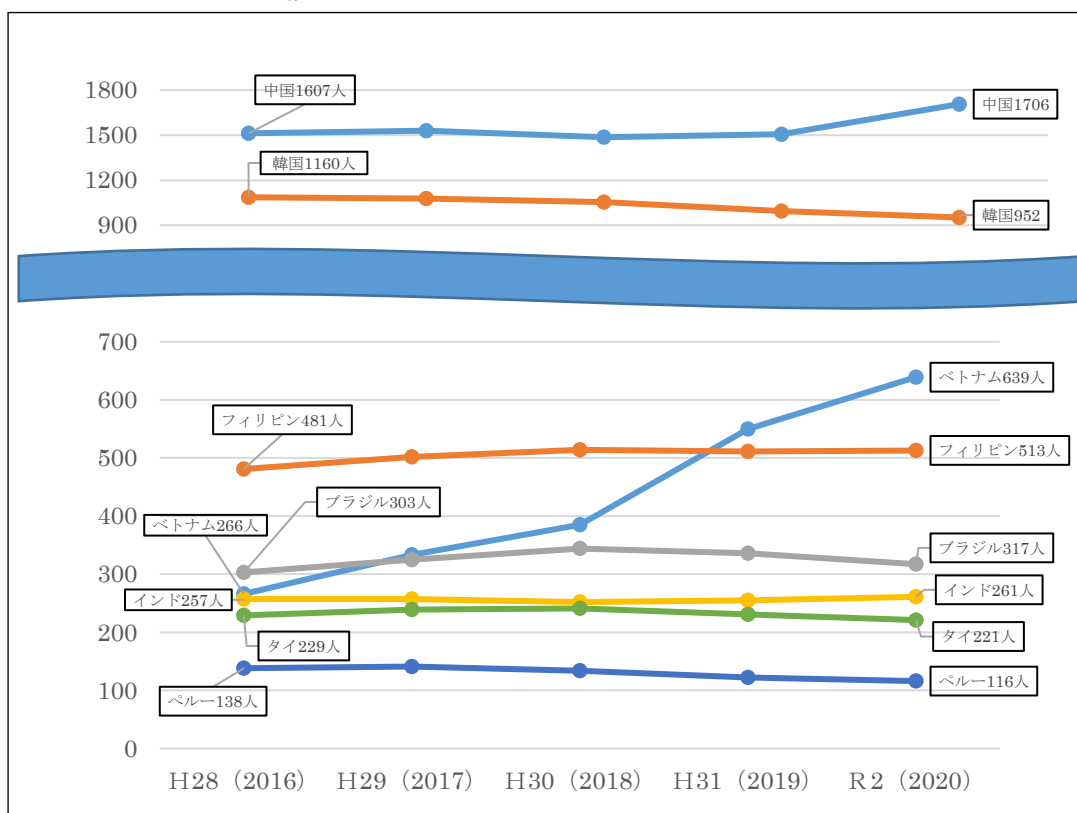
在留外国人数を国籍別にみると、中国、韓国、ベトナム、フィリピンの順で多く、この上位 3 カ国で人口の約 63%を占めています。近年の傾向として、韓国、ブラジル国籍の人口が減少傾向にある一方、ベトナム国籍の人口が急増しています。

国籍別人口割合



甲府市：(令和 2 年 3 月 31 日現在)

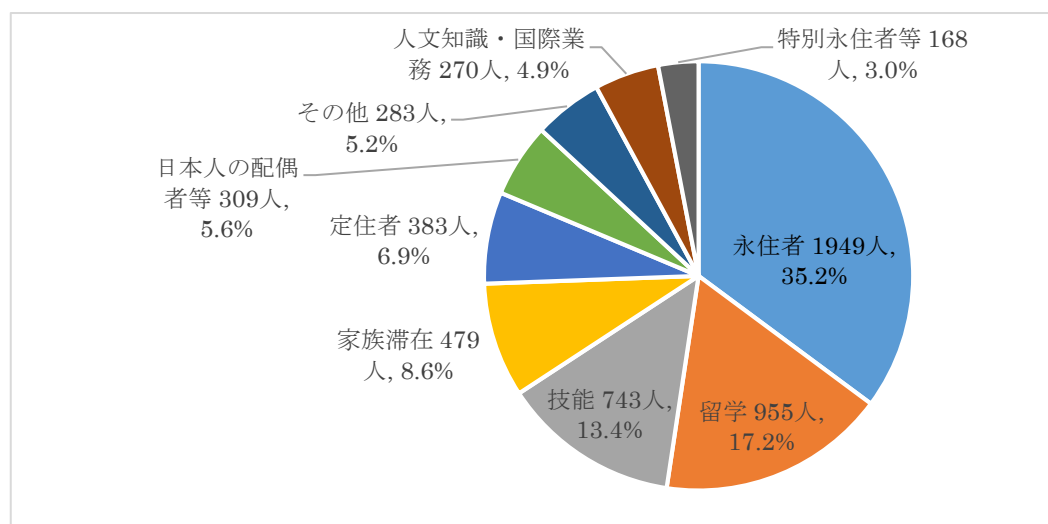
国籍別人口の推移



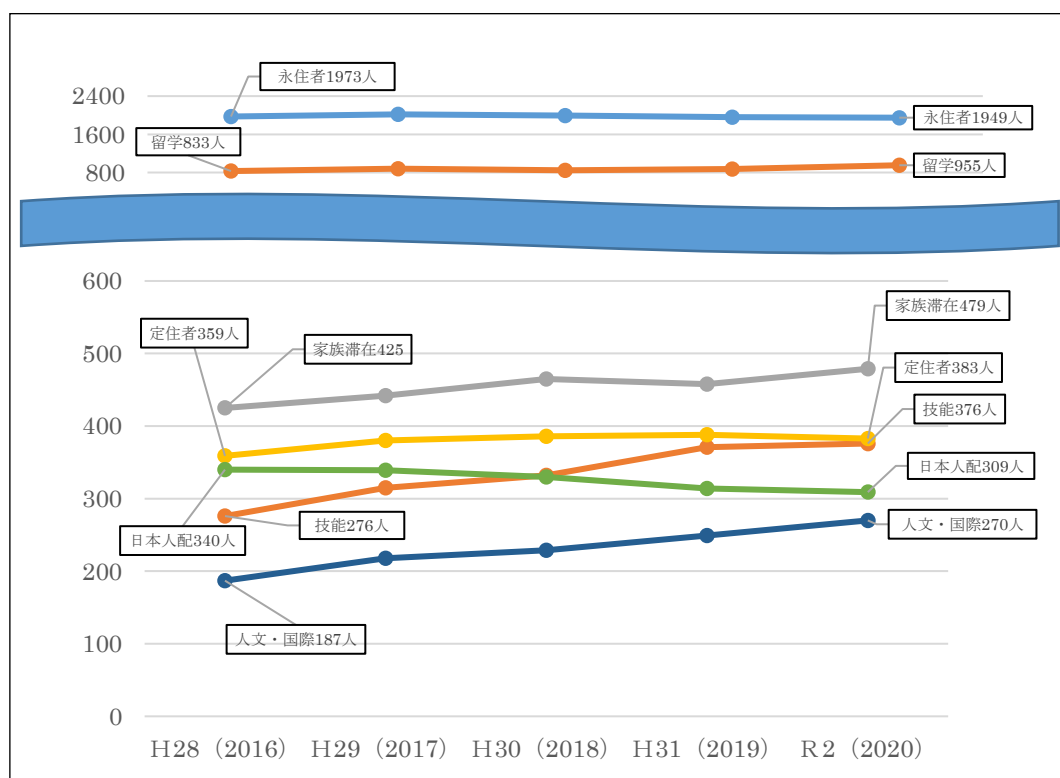
甲府市：(令和 2 年 3 月 31 日現在)

3 在留資格別人口

在留外国人数を在留資格別にみると、永住者、留学、技能の順で多く、全体の63%を占めています。人文知識・国際業務の総数は少ないものの、平成28年3月末の184人と令和2年3月末の270人を比較すると約47%増と増加率は年々高まっており、また、技能も平成28年3月末と比較すると36%増加しており、仕事が必要が高まっている傾向にあります。



甲府市：(令和2年3月31日現在)



甲府市：(令和2年3月31日現在)

4 年齢区分別人口

在留外国人の年齢区分別人口は、平成 28 年 3 月末以降、年少人口は減少傾向にあり、一方、生産年齢人口は 534 人と増加しており、老年人口は年々増加しています。在留外国人住民の生産年齢人口の増加とともに、少子高齢化が進行してきています。

	平成 28 年 3 月末		令和 2 年 3 月末	
総人口	4,934	100%	5,539	100%
0～14歳 (年少人口)	460	9.3%	455	8.2%
15～64歳 (生産年齢人口)	4,282	86.8%	4,816	86.9%
65歳以上 (老年人口)	192	3.9%	268	4.8%

甲府市：(令和 2 年 3 月 31 日現在)

5 町別人口

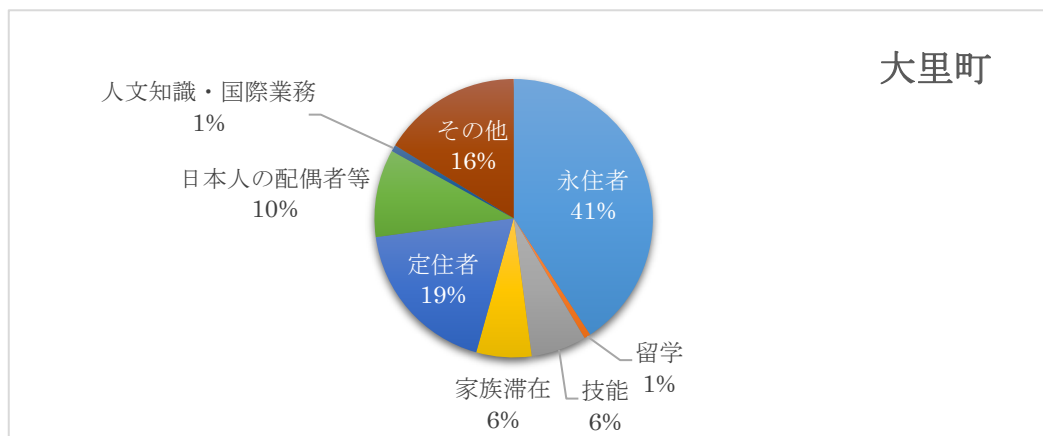
甲府市内で、在留外国人が最も多く居住しているのは、永住者が多い大里町の 265 人で、次いで、下河原町の 225 人となっています。

また、在留外国人数の割合が最も高いのは、留学生が多い酒折 2 丁目の 23.6%です。

町名		外国人住民人口			総人口	外国人比率
		男	女	計		
1	大里町	111	154	265	10,778	2.5%
2	下河原町	101	124	225	1,492	15.1%
3	小瀬町	69	71	140	2,306	6.1%
4	宮原町	31	100	131	1,475	8.9%
5	里吉 2 丁目	56	60	116	1,387	8.4%
6	酒折 2 丁目	68	44	112	475	23.6%
7	下石田 2 丁目	43	68	111	1,275	8.7%
8	後屋町	42	63	105	1,994	5.3%
9	国母 4 丁目	61	43	104	1,629	6.4%
10	丸の内 2 丁目	38	63	101	1,031	9.8%

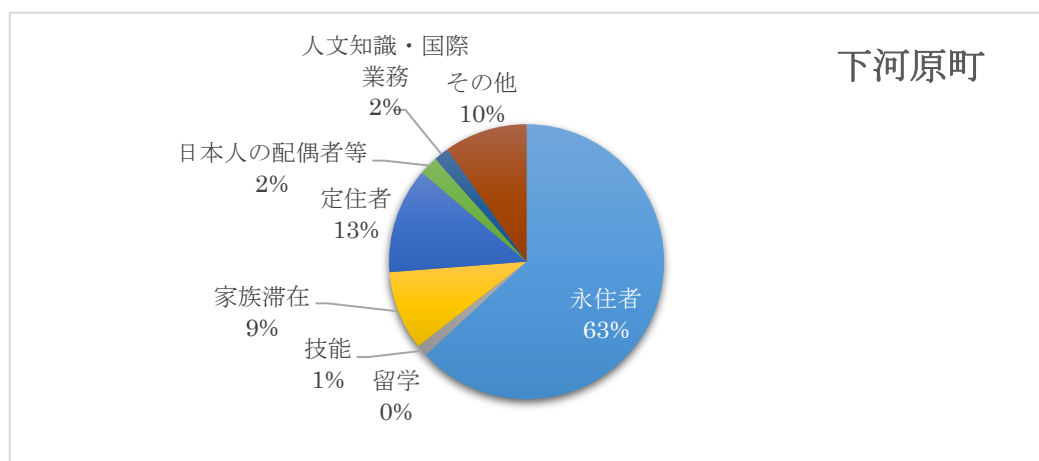
甲府市：(令和 2 年 3 月 31 日現在)

在留資格別人口割合



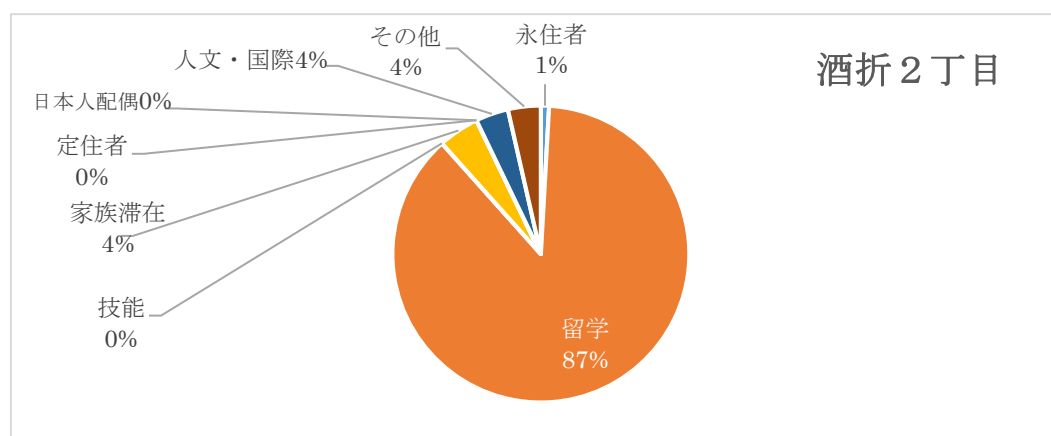
甲府市:(令和 2 年 3 月 31 日現在)

在留資格別人口割合



甲府市:(令和 2 年 3 月 31 日現在)

在留資格別人口割合



甲府市:(令和 2 年 3 月 31 日現在)

6 多文化共生推進に向けての課題

【基本目標 1:安全・安心に暮らせるまちづくり】

(1-1)保険・福祉・医療

保険・福祉・医療については、言葉の問題や母国との社会保障制度等の違いにより、理解が十分得られていないため、多言語のパンフレット等を配布し、医療保険への加入促進と制度の周知を図ってくとともに、専門的な説明を要する場合には、主要な言語の通訳を配置し、生活習慣や体質・体格が日本人と異なることを考慮した適切な保健指導が必要となります。また、今後の感染症対策として外国人及び日本人の市民全体に対応できる体制づくりが必要です。

(1-2)学校教育

学習内容の理解や進学のために必要な日本語能力を習得することは大変難しく、教育環境に適応できない外国人児童生徒や保護者のニーズは年々高まっています。不登校や不就学防止の観点からも保護者への通訳を介した、きめ細かい指導や外国人児童生徒の学習環境を改善し、外国人の子どもが未来への希望を持ち、その力を日本の地域社会においても十分発揮できるような環境整備が必要です。

(1-3)防災・安全

外国人市民の方には、行政の取り組みについて理解を深めてもらうため、留学生の方を中心とした「自主防犯ボランティア団体等との合同パトロール」の継続と参加者の拡大に努めるとともに、外国人市民の方を対象とした生活安全に関する情報の提供を図っていくことが必要です。また、災害時には言語や文化、生活習慣の違いによる多様なニーズも発生し、避難所までの経路や避難所での生活に支障をきたすことが予想されるため、外国人市民のみならず、日本人市民とともに協働して地域防災活動の担い手となれるよう、外国人市民が気軽に参加できる防災訓練の実施や「わが家の防災マニュアル」の外国語版、外国語に対応したスマートフォンアプリを活用するなど、防災活動への参加促進・意識啓発に努めていくことが必要です。

(1-4)地域活動・市民生活

外国人市民の文化的ちがいから自治会活動への理解が得られにくく、自治会への加入率は低い状況にあるため、多言語版の自治会加入促進ハンドブックやチラシを作成し、清掃等の環境美化活動や防災訓練、運動会などの各種イベントへの参加を呼びかけ、地域社会との交流を働きかけていくことが必要です。

(1-5)情報提供・相談

文化、生活習慣、言葉の違いなどにより、意思疎通が十分に図れないため、多言語による、ごみの出し方の案内配布や自治会活動への参加を呼びかけるなど、生活ルールなどの周知に努めるとともに、情報の表現方法やユニバーサルデザインを用いるなど、わかりやすく正確に伝えることが必要となります。

基本目標2:【多様性を認め合い、協働してつくるまちづくり】

(2-1)多文化共生に向けての社会参加促進

地域における多文化共生の推進には、外国人市民が地域住民であることを自覚し、積極的に地域において社会参加することによって、コミュニケーションを深め、お互いを理解する必要があります。そのため、外国人市民の市政参加の機会を提供し、地域社会の一員としての意識啓発を図ることが必要です。

(2-2)多文化共生のための人材活用

地域において多様な文化や習慣をもつ外国人市民との交流の機会が増加する中、多文化共生社会の実現のためには、国籍を問わずすべての市民が地域社会の中で共生していることの自覚が必要になります。外国人市民のみならず、日本人市民に向けても、様々な事業・研修・講座の支援を通じて、多文化共生についての意識啓発を促し、地域で活躍できる人材の育成に努めていくことが必要です。

(2-3)日本語の学習・文化の学び

言葉や文化の壁によるコミュニケーション不足を解消するため、大学と連携をとりながら、日本語・日本文化講座を開講し、外国人市民に対する日本語の学習機会の充実や日本文化へ触れ合う機会を提供することが必要です。

基本目標3:国際感覚豊かな市民を育むまちづくり

(3-1)国際交流の推進

国際親善の一環として、姉妹・友好都市の締結を行い、国際理解を深めるとともに、行政間の交流や芸術・音楽などの文化交流、そして教育交流などを通じて、市民レベルでの交流が一層図られるよう、姉妹・友好都市等との都市間交流を推進していく必要があります。

(3-2) まちなか情報の多言語化

外国人市民や、外国人観光客に対しては、まちなか情報のユニバーサルデザイン化の推進のため、庁内連携を推進し、国や県等の関係機関とも協力しながら、情報発信の体制整備を図るとともに、甲府駅観光案内においては、今後、訪れる国内外の観光客に対して、インターネット接続環境を提供するための無料公衆無線 LAN の整備を更に推進していく必要があります。

基本目標4：多文化共生を担う組織や人づくり

(4-1) 推進体制の整備

外国人住民への多文化共生の施策を組織的かつ円滑に進めるため、庁内に甲府市多文化共生庁内連絡会議及びワーキンググループを設置し、専門的な事項についての調査・研究や計画に基づき、更なる事業の充実を図るとともに、市民や有識者等からなる多文化共生推進委員会において、本計画実施に関する評価・検証を行うことで、着実な計画の実施が必要です。

(4-2) 地域拠点の整備

情報収集と情報提供の充実を図るため、外国人市民の集住が見られる地区から情報活性化モデル地区を設定することにより、多文化共生に係る活動を通して、市民の多文化共生への意識を啓発するとともに、地域リーダーを育成する必要があります。

第3章 計画の基本的な考え方（案）

1 基本理念

すべての人に住みよいまちづくり

多文化共生社会を実現するためには、国籍を問わず、すべての市民が互いの権利を認め、文化のちがいを尊重しつつ、力を合わせて取り組む必要があります。地域の人たちが各自の能力を十分に活かしながら、住みやすい社会を築きます。「すべての人に住みよいまちづくり」が、この計画の基本理念です。

2 基本目標

基本理念の「すべての人に住みよいまちづくり」の実現に向け、4つの基本目標を設定し、各施策の方向性を定めます。

基本目標1 安全・安心に暮らせるまちづくり

外国人住民の中には、言葉の問題や情報提供の方法の問題などから、生活に必要とする保健・福祉・医療・教育・防災に関する情報が十分伝わっていない現状があります。多言語および、やさしい日本語による情報発信や、さまざまな制度を周知し、相談業務の充実を図るとともに、国籍に関らず、すべての市民が平等に必要な行政サービスの情報を享受し、誰もが安全、安心に暮らせる環境づくりを進めることによって、地域の構成員としての責任を果たすことができるような社会の実現を目指します。

基本目標2 多様性を認め合い、協働してつくるまちづくり

すべての人にとって住みよいまちをつくるためには、外国人市民の社会参加が不可欠であるため、多文化共生や国際理解に対する市民の意識を醸成することが重要となってきます。このため、すべての市民が国籍や文化・習慣の違いを問わず互いの多様性を認め合いながら、共に生活し、協働してつくるまちづくりを目指します。

基本目標3

国際感覚豊かな市民を育むまちづくり

友好姉妹都市などとの国際交流活動を推進し、外国人の異文化に対する理解を深めながら、互いに尊重し、認め合うため、市民間の文化交流等の促進を図るとともに、多くの外国の人たちが訪れやすく、すべての市民にとって、利用しやすいユニバーサルなまちなかの環境整備を推進することによって、国際感覚豊かな市民を育むまちづくりを目指します。

基本目標4

多文化共生を担う組織や人づくり

様々な団体・機関などとの連携・協力を深め、庁内での多文化共生に関する情報の一元化を図るとともに、施策の評価・検証を行う組織体制を強化することで、着実な多文化共生推進計画の実施を目指します。

また、外国人市民との情報共有の充実を図るため、市民組織を中心とする地域拠点を設置し、さまざまな活動を支える体制を整備することによって、多文化共生を担う組織や人づくりを進めていきます。

3 施策体系

基本理念

基本目標・基本施策



第4章 基本目標と施策（案）

国内の外国人住民の人口は、平成 2 年(1990 年)の出入国管理及び難民認定法(入管法)の改正により増加を続け、平成 31 年 4 月には、深刻化する人手不足に対応するため、新たな外国人材受入れのための在留資格「特定技能」が創設されたことにより、多文化共生の地域づくりも、次なるステージへの展開が期待されております。このため、行政、諸機関、諸団体において、多様性の実現を図るべく、多文化共生に関わる施策や活動の推進が求められているものの、「多文化共生」という言葉は、市民にとってまだまだ定着していないのが現状です。

このような状況の中、本市は、基本理念の「すべての人にとって住みよいまちづくり」の実現のため、これまでの施策の継続・拡充を図るとともに、市民の意識の醸成に努めながら、すべての市民が多様性を認め合い協働してつくる、多文化共生社会の実現に向けた取り組みを進めていきます。

【1-1】保健・福祉・医療

保健・福祉・医療に関わる情報の多言語化や、やさしい日本語により外国人市民にもわかりやすい表記を行い、行政制度の確実な周知と理解を図り、外国人市民も日本人市民と同じように行政サービスを享受できる取り組みを行います。

取組み	内 容
国民健康保険等の案内	○外国人被保険者に多言語のチラシを提供し、国民健康保険制度に対する理解を図る。 ○外国人が受診しやすい体制の整備を図るため、集団健診会場に通訳対応職員を配置する。 ○健診の案内チラシの作成及び配布を検討するとともに、やさしい日本語会話・異文化体験サロンなどの機会を利用して直接外国人への PR を行う。 【国民健康保険課】
介護保険等の案内	○介護保険証発送時に、多言語による介護保険のしくみについての説明書を同封し、制度の周知をする。 【介護保険課】

母子健康手帳の交付・健康診断や予防接種の問診票の交付	○情報活性化モデル地区が開催する健康相談会への協力及び支援。 ○国民健康保険の集団検診時における通訳者の派遣。 ○外国人住民に英語によるチラシを提供し、正しい予防接種の知識を周知する。 ○外国人住民に多言語による予診票を提供し、適切に予防接種を受けられるようにする。 ○予防接種の未接種者の把握を行い、訪問や健診の際に保健師が翻訳された資料等を利用しながら、未接種者への説明、支援を継続していく。 ○外国人住民に多言語による母子健康手帳を提供し、産前産後育児に役立てる。 ○外国人住民に多言語による問診票を提供し、正しい問診ができるようにする。 【子育て支援課】
----------------------------	--

【1-2】学校教育

日本語能力や日本の学校制度にまだ十分適応していない子どもたちが安心して学業を継続することができるよう、学習面のサポートや、外国人の保護者にとってわかりやすい学校情報の提供を行います。

取組み	内 容
個別教育相談の実施	○児童、生徒、保護者との母語を話す日本語指導員等を介しての学校生活や進学等に関する教育相談。 【学校教育課】
学校からの情報提供	○外国人児童生徒のための就学ガイドブックの提供。 その際、必要に応じて山梨子どもネットについても周知。 ○小中学校に入学する児童生徒の保護者に入学案内を送付し、反応の無い世帯に対して家庭訪問を実施し、一条校への入学希望の有無や無い場合の就学先(インターナショナルスクールなど)の確認を行う。 ○小中学校に在籍している児童生徒に対して保健関係諸用紙を配布。 【学校教育課・学事課】
多文化共生国際理解教育の推進	○姉妹都市であるデモイン市及び県内在住の外国語指導助手を市立小・中学校、甲府商業高校へ配置することにより、児童・生徒への生きた英語学習機会を提供する。 【学校教育課】

日本語指導の充実	○日本語指導センター校配置教諭、母語を話す日本語指導員による日本語指導。 【学校教育課】
----------	---

【1-3】防災・安全

外国人市民に配慮した災害・防災に対する情報や生活安全情報の提供のために、やさしい日本語の活用や情報伝達手段の多様化を考慮し、防災・安全への意識啓発を図ります。

取組み	内 容
防災情報の提供	○「わが家の防災マニュアル外国語版」を市民課へ設置し転入者等へ配付。 ○「アプリ」や「甲府市防災ポータル」など防災情報を取得できるツールをはじめ、災害への備えや避難行動など防災情報を提供する機会を創出し、いざという時の避難行動へ繋がるよう取り組む。 ○甲府市洪水ハザードマップ中国語・韓国語版を窓口等に設置。 【防災企画課・道路河川課】
生活安全情報の提供	○外国人留学生と日本の大学生及び自主防犯ボランティア団体の安全安心合同パトロールの実施。 【危機管理課】

【1-4】地域活動・市民生活

外国人市民が地域の構成員として、地域の活動に参加しやすい環境を整え、地域社会との交流をさらに促進します。

取組み	内 容
自治会への理解・加入案内	○市民課と連携し、やさしい日本語版や外国語版のチラシの配布を通じ、自治会活動への理解や加入促進に努める。 【協働推進課】
ゴミの出し方の案内	○外国人住民に、全面改訂した多言語による「ごみの分け方・出し方」の冊子を提供し、ごみの正しい出し方の周知を図る。 【減量課】

【1-5】情報提供・相談

行政情報の多言語化を進め、地域社会のマナーやルールの理解の促進を図ると同時に、インターネットなど気軽に情報へアクセスできる情報ツールを幅広く活用して、情報伝達手段の多様化を図ります。

また、多言語化や、やさしい日本語による相談窓口の充実など、外国人市民にもわかりやすい情報提供に努めます。

取組み	内 容
生活関連情報の提供	○甲府市に住む外国人向けに、さまざまな手続きや知識を掲載し、情報提供に努める。 【市民課】
ホームページによる行政情報の提供	○やさしい日本語での対応で的確に翻訳されるよう努める。 ○ホームページの多言語への対応（自動翻訳や音声読上げ） 【情報発信課】
相談窓口の設置	○外国人とその家族等を対象に、英語・韓国語・中国語を話せる3名の嘱託職員を配置するとともに、その他の多言語に対応するため音声翻訳システムを活用し、日常生活における相談に対応していく。 ○就学相談は、学校教育課と連携し不就学児童・生徒が生じないように努める。 【市民課】
税・料の納付相談等	○甲府市在住の外国人においては、税制度や各種保険制度の理解が十分でないため、滞納となるケースも出てきている。このため個々の世帯の生活状況に応じた納付指導を行っていく。 ○滞納者の日本語の理解度に応じてわかりやすい日本語の使用を行う。 ○給水区域内に住む外国人向けに、使用開始手続きを促進するチラシを配布する。 【国民健康保険・課介護保険課・高齢者福祉課・滞納整理課・住宅課・営業課】

【2-1】多文化共生に向けての社会参加促進

地域における多文化共生の推進には、外国人市民が地域住民であることを自覚し、積極的に地域において社会参加することが必要です。そこで、外国人市民の市政参加の機会を提供し、地域社会の一員としての意識啓発を図ります。

取組み	内 容
市政に対する意見等の促進	○市民課と連携し、やさしい日本語版や外国語版のチラシの配布を通じ、市政への意見制度について周知に努める。 【協働推進課】
防災・防犯活動への参加促進・意識啓発	○大学などの学生や市内に居住する外国人を対象とした防災講話を実施予定。 ○甲府市総合防災訓練への参加を促す。 【防災指導課】
多文化共生関連の講座研修	○日本で生活する外国人のための「日本語・日本文化講座」を山梨県立大学に委託し実施する。 ○「やさしい日本語サロン」(日本語・中国語講座) ○モデル地区住民が講師となる日常会話の講座を支援する。 ○「やさしい日本語会話・異文化体験サロン」外国人相談員が進行役となり、日常会話・日本文化を体験する。 ○外国人労働者を対象とした出前講座を開催する。 【市民課】

【2-2】多文化共生のための人材活用

多文化共生を推進するための人材育成を支援し、情報及び地域社会における活動の場を積極的に提供します。

取組み	内 容
留学生等に向けた合同企業説明会の開催	○外国人(主に留学生)と市内企業の雇用にかかるマッチング機会を創出し、市内企業への就職を促進する。 【雇用創生課】
人材育成研修・講座の支援	○「やさしい日本語講座」を外国人・日本人ともにわかりやすい日本語で接遇することを目標に職員を対象に実施する。(隔年) 【市民課】

多文化共生 のための人 材活用	○「やさしい日本語会話・異文化体験サロン」における各 種体験等を通して多文化共生のリーダーを育成してい く。①定期実施②出前講座 【市民課】
-----------------------	---

【2-3】日本語の学習・文化の学び

多様な生活環境をもつ外国市民にとって、日本語の学びやすい環境整備が必要です。すでに開設されている地域の日本語教室の情報提供を行い、日本人・外国人市民が、相互に言葉や文化を学ぶ機会、日常生活を円滑にするための日本語の習得や生活文化を学ぶ場を提供します。

取組み	内 容
「日本語・日 本文化講 座」等開催 情報の提供	○甲府市の各関係機関の窓口へやさしい日本語や多言 語化したパンフレットを設置するとともに、様々な機会を 捉えて PR する。 【市民課】
図書館・公 民館での日 本語学習関 連教材の充 実	日本語学習に関連した所蔵資料の利用・貸出等。 【図書館】

【3-1】国際交流の推進

現在、実施している国際交流事業を継続するとともに、事業のさらなる充実を図ります。

また、国際化の進展にともない、国際的視野を広げる機会を提供し、国籍を問わずすべての市民がお互いの価値観を認め合い、相手の考え方や人権を尊重することの重要性を学べる機会を提供します。

取組み	内 容
姉妹・友好都市等との交流事業の推進	○国際親善の一環として、1958年(昭和33年)8月にアメリカ合衆国アイオワ州デモイン市、1961年(昭和36年)4月に同国カリフォルニア州ロダイ市、また、1975年(昭和50年)8月にフランス共和国アキテーヌ州ピレネー・アトランティック県ポー市、そして、1984年(昭和59年)9月に中華人民共和国四川省成都市と姉妹・友好都市の締結を行うとともに、2002年(平成14年)の9月には大韓民国忠清北道清州市と気兼ねなく交流が図れる友情都市を締結し、国際理解を深めている。 【秘書課】
海外姉妹校児童・生徒との交流の推進	○国際性豊かな視野の広い青少年の育成と姉妹都市等との交流を図ることを目的に、姉妹都市デモイン市、及び友好都市成都市と海外研修派遣事業及び受入事業を実施している。令和2年度は、成都市へ海外研修派遣団を派遣し、成都市から教育交流派遣団の受入を行う予定である。 【学校教育課】
食の異文化交流会	○外国人留学生と市民との、食を通じた異文化交流会を開催する。 【情報発信課】
学生レポート(留学生)による情報の提供	○市内大学等に在籍する留学生を留学生レポーターに委嘱し、日本語と母国語でブログ記事を作成し、情報発信していただく。 ○やさしい日本語対応に努める。 【情報発信課】
2020 東京オリンピック・パラリンピック事前合宿推進事業	○コロナウイルスの影響により、東京2020オリンピック・パラリンピックが延期となった。来年の開催に向け、フランス卓球・レスリング連盟との連絡調整を行うとともに、オリンピックを契機とした今後の交流事業等を検討していく。 【国際交流課】
国際交流員の活用	○フランス人の国際交流員による、放課後児童クラブ等での遊びによる異文化体験の実施。 【国際交流課】

留学生と高校生との交流会	○市内4大学の留学生と市内高校生によるイベント等を通じた交流を行う。 【国際交流課】
--------------	---

【3-2】まちなか情報の多言語化

日本人・外国人市民のみならず、さまざまな目的で来日する外国人の方の利便性を高めるため、多言語化やユニバーサルデザイン化を促進します。

取組み	内 容
公共施設・生活関連施設の多言語化促進	○中心市街地のジュエリー関連店舗等を紹介するマップを配布。観光客等に中心市街地を回遊してもらい、活性化を図る。 ○甲府市が設置する公共サインにおける多言語表記と表記基準の統一化を図る。 【商工課・都市計画課】
多言語での外国人向け観光情報の発信	○甲府市観光案内所において、英・中(繁)・中(簡)に対応できる職員による案内対応及び無料 Wi-Fi やタブレット端末(3 社間通話や翻訳アプリ搭載)を活用し、外国人観光客の利便性の向上に努める。 ○インバウンド向けインターネット広告の現事業者の本事業の終了に伴い、新たな事業者または新たな情報発信手段を検討する。 ○JNTO に対して、多言語による本市の観光情報を提供し、JNTO の SNS 等で配信する。 【観光課】
無料公衆無線 LAN 環境の整備促進	○市内を訪れる外国人観光客のサービス・利便性の向上を図ることを目的に、公衆無線 LAN(無料 Wi-Fi)の整備を推進する。 【観光課】

【4-1】推進体制の整備

多文化共生推進計画実施のために、多文化共生推進委員会及び市役所内における多文化共生庁内連絡会議を設置します。
委員会および庁内連絡会議は、毎年、多文化共生推進計画の実施に関する評価・検証を行い、着実な計画実施を目指します。また、5年後には計画全体の見直しを行います。

取組み	内 容
委員会の設置	○「甲府市多文化共生推進計画」の推進状況等について評価・検証を行い、着実な計画推進を図る。 【市民課】
庁内連絡会議の設置	○「甲府市多文化共生推進計画」の推進状況等について評価・検証を行い、着実な計画推進を図る。 【市民課】

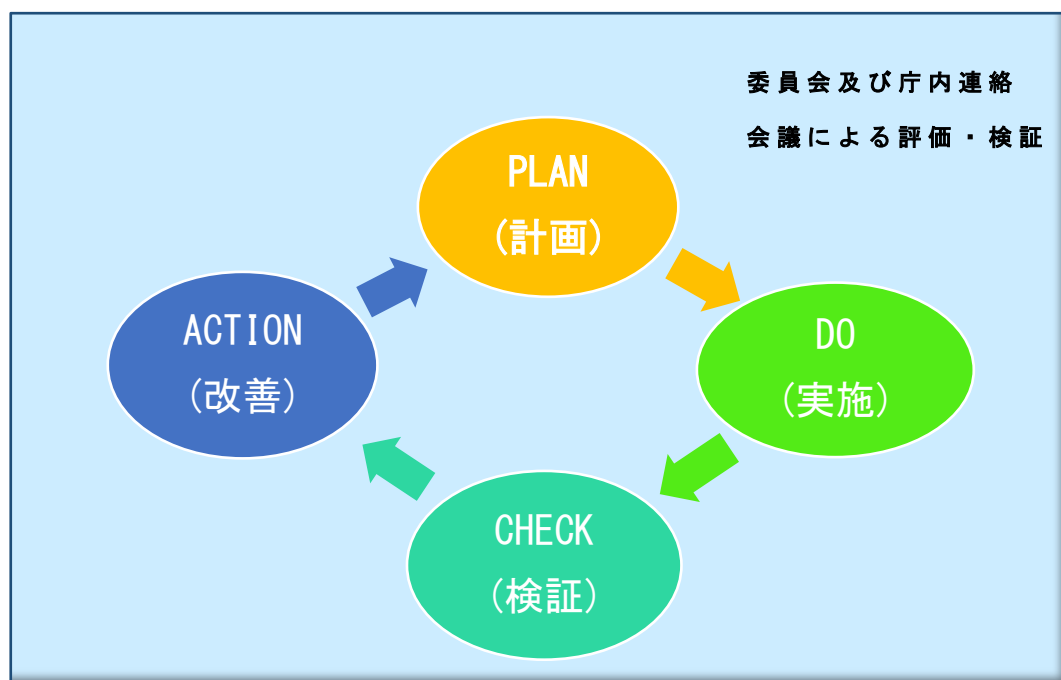
【4-2】拠点の整備

情報拠点として庁内の情報の一元化を図るとともに、多文化共生に関連する諸機関・団体、外国人市民のコミュニティ等との連携及び情報の共有、伝達の円滑化のために、諸機関・団体等とのネットワークを形成します。

また、甲府市内に集中している大学等の教育機関と積極的に連携を図り、多文化共生に関わる人材の育成、必要な人的・物的リソースの提供、各種セミナー等の共催、多文化共生関連プロジェクトの企画・実施等を行い、地域の機関・団体等の実施されている多文化共生に関わる活動等に対して、広報や開催の場の提供など多様な支援を行います。

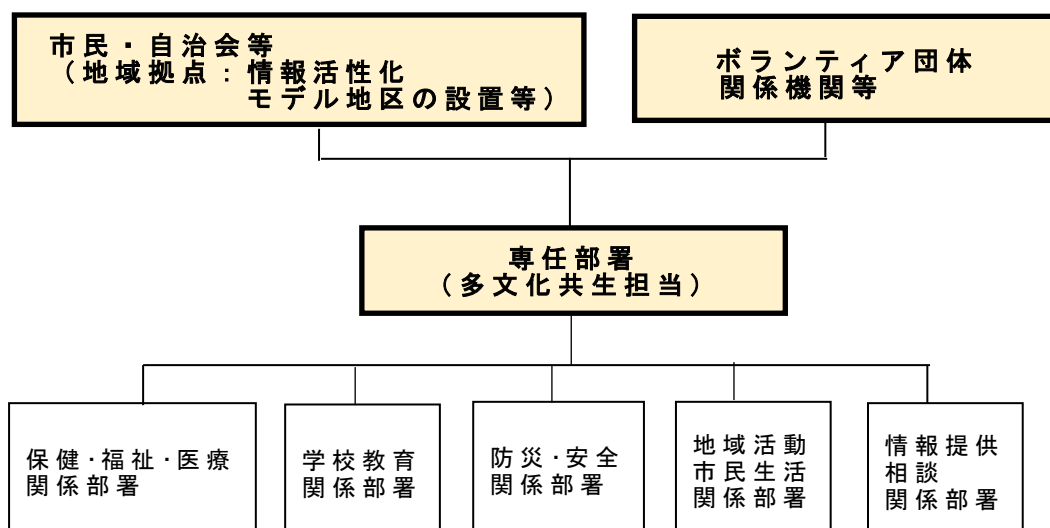
取組み	内 容
情報拠点の整備	○各担当課や関係諸機関等と連携し、実施している多文化共生施策や活動の情報収集を行い、やさしい日本語や多言語化で外国人市民への情報発信拠点とする。 【市民課】
地域拠点の整備	○外国人が集住している地区をモデル地区として、自主運営を支援していく。 【市民課】
市民、ボランティア団体、関係機関等との連携	○市内の大学や専門学校の留学生を対象とした防災教室を行う。 【市民課】

3回目の資料に入れ忘れたので、次回は
入れておく！！！！前回は再度確認
文字の位置とか



甲府市多文化共生推進計画

一元的な推進体制



資料

甲府市多文化共生推進計画策定委員会設置要綱

平成20年6月10日

企 第 2 号

(設置)

第1 国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的な多様性を認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていく多文化共生社会の構築をめざす、甲府市多文化共生推進計画（以下「推進計画」という。）を策定するため、甲府市多文化共生推進計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2 委員会は、推進計画の策定に関する事項について、調査及び研究を行う。

(組織等)

第3 委員会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する15名以内の委員をもって組織する。

(1) 学識経験者

(2) 関係団体の代表者

(3) 一般公募による者（外国籍の住民を含む。）

(4) その他市長が必要と認めた者

2 委員の任期は、委嘱した日から推進計画の策定が終了するまでの間とする。

(委員長等)

- 第4 委員会に、委員長を置き、委員の互選により定める。
- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

- 第5 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。
- 2 委員会は、必要があると認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明若しくは意見を聴き、又は必要な資料の提出、その他協力を求めることができる。

(庶務)

- 第6 委員会の庶務は、市民部市民総室市民課において処理する。

(その他)

- 第7 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成20年6月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

甲府市多文化共生推進計画策定委員会 委員名簿

	氏名	所属等
学識経験者	長坂 香織	山梨県立大学 看護学部 准教授
学識経験者	奥村 圭子	山梨大学 国際交流センター 教授
学識経験者	萩原 孝恵	山梨県立大学 国際政策学部 准教授
関係団体等	越石 寛	甲府商工会議所 中小企業振興部 部長
関係団体等	山口 一男	甲府市自治会連合会 副会長
一般公募者	徐 芸	
一般公募者	赤池 ミッシェリ	

甲府市多文化共生庁内連絡会議設置要綱

平成20年6月10日

企 第 1 号

(設置)

第1 甲府市における多文化共生の推進にあたり、外国人への対応を組織的かつ円滑に進めるため、甲府市多文化共生庁内連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2 連絡会議は、次に掲げる事項について、協議、調整、調査及び研究を行う。

(1) 外国人住民を取り巻く問題点及びその対応に関すること。

(2) 多文化共生施策の方針及び推進に関すること。

(3) その他必要な事項に関すること。

(組織)

第3 連絡会議は、別表に定める部署の課長職等にあるものをもって組織する。

(ワーキンググループ)

第4 連絡会議に、ワーキンググループを設置する。ワーキンググループは、別表に定める部署の係長職等にあるものをもって組織し、連絡会議が所掌する事項について専門的に調査及び研究する。

(会議)

第5 連絡会議及びワーキンググループは、市民部市民総室市民課が招集し、会議を進行する。

2 連絡会議及びワーキンググループは、必要があると認めたときは、関係者の意見を聴き、その他協力を求めることができる。

(庶務)

第6 連絡会議及びワーキンググループの庶務は、市民部市民総室市民課において処理する。

(その他)

第7 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年6月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

別表（第 3、第 4 関係）

市長室		秘書課 シティプロモーション課
企画部	企画総室 危機管理室	政策課 危機管理課 防災課
市民部	市民総室 市民協働室	市民課 国民健康保険課 市民対話課
福祉部	福祉総室 子ども家庭支援室 長寿支援室	健康衛生課 児童保育課 介護保険課
環境部	廃棄物対策室	減量課
産業部	産業振興室	観光課
市立甲府病院事務局	病院事務総室	医事課
教育部	教育総室	学校教育課 学事課

甲府市多文化共生推進委員会設置要綱

平成 28 年 3 月 2 日

市 民 第 1 号

（目的）

第 1 国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的な多様性を認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていく多文化共生社会を推進するため、甲府市多文化共生推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（期間）

第 2 委員会の設置期間は、甲府市多文化共生推進計画の実施期間内とする。

（所掌事項）

第 3 委員会は、次に掲げる事項について検討及び協議等を行う。

（1）甲府市多文化共生推進計画の検証及び見直し等に関する事項

（2）多文化共生施策に関する事項

（3）外国人市民と日本人市民との交流及び共生に関わる事項

（4）外国人市民のネットワークづくりに関する事項

（5）前 4 号に掲げるもののほか、前条の目的を達するために必要と認められる事項

(組織等)

第4 委員会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する8名以内の委員をもって組織する。

(1) 学識経験者

(2) 関係団体の代表者

(3) 一般公募による者(外国人市民を含む。)

(4) その他市長が必要と認めた者

(任期)

第5 委員の任期は、委嘱した日から2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長等)

第6 委員会に、委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第7 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、必要があると認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明若しくは意見を聴き、又は必要な資料の提出、その他協力を求めることができる。

(庶務)

第8 委員会の庶務は、市民部市民総室市民課において処理する。

(その他)

第9 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

計画策定の経緯

年 月 日	実施内容
平成 27 年 4 月 1 日	(仮称) 甲府市多文化共生推進計画 2016 の策定方針決定
平成 27 年 7 月 2 日	第 1 回甲府市多文化共生庁内連絡会議 開催 ・(仮称) 甲府市多文化共生推進計画 2016 策定趣旨等説明 ・甲府市の現状説明 ・(仮称) 甲府市多文化共生推進計画 2016 の方向性説明 第 1 回甲府市多文化共生推進計画策定委員会 開催 ・甲府市多文化共生推進計画策定委員会の概要説明 ・委員自己紹介 ・委員長選任 ・(仮称) 甲府市多文化共生推進計画 2016 策定趣旨等説明 ・甲府市の現状説明 ・(仮称) 甲府市多文化共生推進計画 2016 の方向性説明
平成 27 年 7 月 28 日	第 1 回甲府市多文化共生庁内連絡会議 (ワーキンググループ) 開催 ・(仮称) 甲府市多文化共生推進計画 2016 策定趣旨等説明 ・甲府市の現状説明 ・多文化共生への取り組みについて
平成 27 年 8 月 10 日	第 2 回甲府市多文化共生推進計画策定委員会 開催 ・基本理念と基本目的を協議 ・具体的な施策と課題について説明
平成 27 年 9 月 28 日	第 3 回甲府市多文化共生推進計画策定委員会 開催 ・重点目標について協議
平成 27 年 10 月 28 日	第 2 回甲府市多文化共生庁内連絡会議 (ワーキンググループ) 開催 ・甲府市多文化共生推進計画 2016 (原案) について協議
平成 27 年 11 月 9 日	第 4 回甲府市多文化共生推進計画策定委員会 開催

	・（仮称）甲府市多文化共生推進委員会の設置について協議 ・モデル事業（案）について協議
平成 27 年 12 月 24 日	甲府市多文化共生推進計画検討報告書の提出
平成 28 年 1 月 8 日～ 平成 28 年 2 月 5 日	甲府市多文化共生推進計画 2016（素案）に対する市民意見公募 （パブリックコメント）実施
平成 28 年 1 月 18 日	第 5 回甲府市多文化共生推進計画策定委員会 開催
平成 28 年 2 月 24 日	甲府市多文化共生推進計画 2016 の策定について（市長決裁）
平成 28 年 3 月 2 日	甲府市多文化共生推進委員会設置要綱策定